



いじめ防止対策「旭川モデル」の取組

北海道旭川市

いじめ防止対策推進部

2026年1月

ASAHIKAWA CITY

八

◇説明項目

- | | | |
|---|---------------|----|
| 1 | 「旭川モデル」の取組の背景 | 3 |
| 2 | 「旭川モデル」の取組の概要 | 6 |
| 3 | 「旭川モデル」の取組の成果 | 13 |
| 4 | 「旭川モデル」の課題と対応 | 23 |



1 「旭川モデル」の取組の背景

いじめの重大事態への対処と再発防止の徹底

いじめの重大事態の発生と対応経過

- 令和3年3月 市立中学校に在籍する生徒が遺体で発見される
- 4月 総合教育会議・教育委員会会議の開催（いじめの重大事態として認定）
- 5月 いじめ防止等対策委員会（重大事態調査）（R4.9月まで45回開催）
- 令和4年4月 いじめ防止等対策委員会が中間報告を公表
- 9月 いじめ防止等対策委員会が市教育委員会に調査報告書を提出
- 同月 被害者遺族側から所見書提出
 - ・遺族の心情に配慮を欠いている
 - ・再調査により事実を明らかにしてほしい



- 12月 市長がいじめ問題再調査委員会を設置（R6.6月まで22回開催）
 - ・いじめの認定の再検証
 - ・いじめと自死との関連性の再検証
 - ・学校及び教育委員会の対応についての再検証と再発防止策の提言

いじめ問題再調査委員会
尾木直樹委員長から報告書受領
(R6.9.1)

- 令和6年6月 いじめ問題再調査委員会が市長に報告書概要を提出
- 9月 いじめ問題再調査委員会が市長に報告書を提出。市議会への報告後、公表



いじめの重大事態への対処と再発防止の徹底

再発防止対策の検討経過

- 令和3年12月 先駆的ないじめ対策を行う都市の視察調査（大津市・岐阜市・寝屋川市）
- 令和4年 5月 総合教育会議（R4.8月、11月、R5.2月、6月の5回開催）
同月 いじめ対策に関する府内検討会議（R5.1月まで15回開催）
- 6月 いじめ防止条例（仮称）の制定に係る懇話会（R5.1月まで3回開催）
- 12月 いじめ対策に関する有識者懇談会（R5.2月まで2回開催）
- 令和5年11月 いじめ防止基本方針の改定に係る懇話会（R6.2月まで2回開催）
- 令和6年 9月 総合教育会議（R6.12月まで2回開催）

市いじめ防止対策推進条例・市いじめ防止基本方針等

- 令和5年 6月 旭川市いじめ防止対策推進条例施行
- 令和6年 2月 旭川市いじめ防止基本方針改定
- 令和6年12月 いじめの重大事態に係る再調査の結果を踏まえた対応の公表

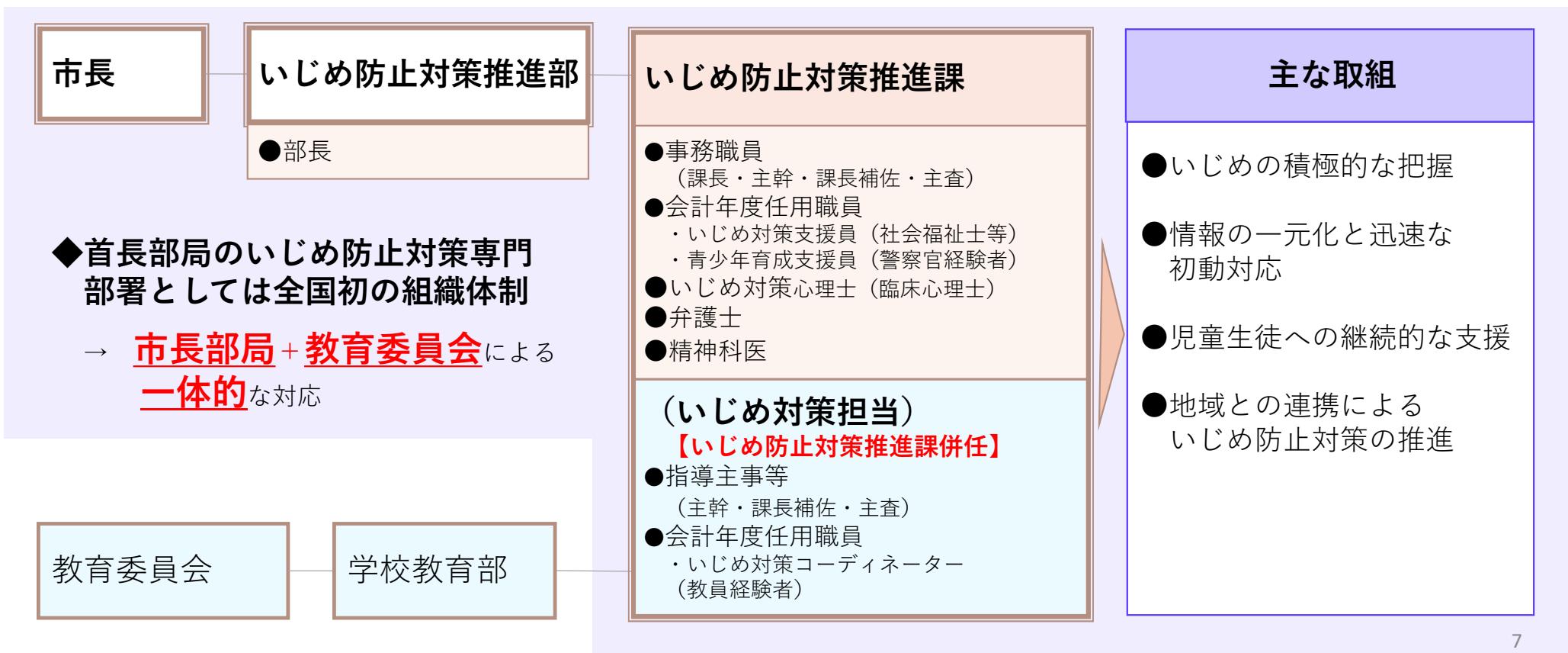




2 「旭川モデル」の取組概要

いじめ防止対策「旭川モデル」の組織体制

- 令和5年4月、市長部局にいじめ防止対策推進部を新設（教育委員会の職員を市長部局に併任）。
- 市長部局が学校・教育委員会と一体となって、いじめの未然防止・早期発見・重大化の防止を図る。
- いじめ防止対策に係る情報・執務場所・支援方針を一元化し、児童生徒に寄り添った迅速な対応を実現。



いじめの積極的な把握

専門職を配置した相談窓口の設置

令和5年4月から、心理・福祉・教育の資格を持つ専門職を配置したいじめ・不登校専門の相談窓口を開設。
児童生徒や保護者等から、学校を通さず直接相談・通報に応じ、心理面や福祉面の支援を実施。

- 開設場所 旭川市子ども総合相談センター
- 対応日・時間 平日・午前8時45分～午後5時15分



旭川市子ども総合相談センター



執務室の様子



相談室の様子（保護者との面談）



相談室の様子（児童生徒との面談）



いじめの積極的な把握

多様なツールで児童生徒や保護者などからの相談・通報に対応

●子どもSOS電話相談（令和5年6月～）

いじめや不登校など、子どもの悩みや不安などの相談に対応する専用フリーダイヤルの開設。
相談には、福祉や教育等の専門資格や実務経験を有するいじめ対策支援員が対応。

●子どもSOS手紙相談（令和5年7月～）

市内小中学校の全児童生徒に手紙で相談できる返信はがき付きのチラシを配付するほか、市内の小・中学校、高校や公共施設、商業施設などに配架。手紙相談を受け付けたときは、面談により相談対応を行う。

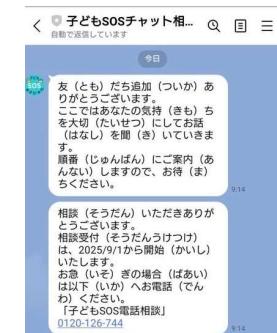
●チャットによるいじめ相談（令和5年8月～、令和7年9月～利用対象拡大）

学校貸与のタブレットや個人のスマートフォンからチャットで相談できる専用のWebアプリを導入（北海道内で初）

- ・市内の小・中学校在籍の小学1年生～中学3年生対象。
- ・チャットの送信は、24時間365日受付。
- ・チャットの返信は、平日19:00～22:00と、日曜（長期休業中を除く。）17:00～21:00に対応。
(相談には委託先の専門相談員が対応)

●いじめ相談フォーム（令和6年7月～）

児童生徒本人や保護者をはじめ、一般市民からもタブレットやスマートフォン等で相談・通報を受け付ける。
相談フォームの送信は24時間365日受付。 ※相談員からの連絡・返信は平日の8:45～17:15に対応。



いじめの積極的な把握

学校からのいじめの疑いを含めた事案の全件報告（教育委員会の取組）

いじめの疑いを含む全ての事案について、月1回、学校から教育委員会に報告する取組を実施。

重大化のおそれのある事案を「困難ケース」と位置付け、学校はいじめ認知後即時に教育委員会に報告。報告内容をいじめ防止対策推進部と共有し、迅速な初動対応につなげるとともに、週1回対応状況等を報告し、重大化の防止につなげる。

【困難ケースの分類】

- ①被害児童生徒が学校を連続または断続的に3日休んだり、希死念慮を訴えたりしている ②性に関する事案
- ③関係児童生徒が複数の学校に在籍
- ④SNS等インターネット上のトラブル事案のうち、被害・加害生徒以外にも画像、動画、音声や個人情報が拡散
- ⑤全治3週間以上のけがを負っている事案
- ⑥被害児童生徒や保護者等が学校の対応について関係機関等に相談（被害児童生徒の特定に至らない場合を除く。）
- ⑦学校が警察等と連携

いじめアンケート調査（教育委員会の取組）

市立小中学校において、全児童生徒を対象に、年3回（6月・11月・2月）のいじめアンケート調査のほか、定期的なストレスチェックと教育相談を実施（ストレスチェックは令和5年度から実施）。



情報の一元化と迅速な初動対応

相談事案と報告事案の情報共有

児童生徒・保護者等から相談・通報を受けた事案

学校から教育委員会への報告事案（困難ケース）

事案受付後直ちに、
いじめ防止対策推進部で

情報共有・一元管理

緊急支援チームの学校派遣（R6年度：延べ52校）

児童生徒・保護者等から相談・通報を受付（緊急対応が必要な困難ケース）

緊急支援チームによる学校訪問を実施

緊急支援チーム（指導主事又はいじめ対策コーディネーター・いじめ対策支援員）による学校訪問

事実確認、学校の対処への指導・助言、学校が必要とする支援の把握

児童生徒・保護者への対応



学校との調整・支援

児童生徒・保護者からの聴き取り、心のケア

学校対応の確認、学校への指導・助言、支援

週1回のいじめ対策会議で対処方針を協議

- 週1回（緊急時は随時）、部内全職員が参加し、いじめ対策会議を開催。
- 被害児童生徒の心身・登校の状況や事案対応の状況を確認し、支援方針を協議。



児童生徒への継続的な支援

被害児童生徒・保護者への聴き取り・心のケア

市の相談窓口に相談があった事案への対応に当たっては、心理や福祉の専門職が被害児童生徒や保護者の意向に寄り添い、保護者への聴き取りによる福祉面の支援や被害児童生徒の心のケアを行うなど、問題解決に向けて、いじめの解消まで継続的にきめ細かな支援に取り組んでいます。

- いじめ対策支援員による聴き取り、心理・福祉面の支援
- いじめ対策心理士による心のケア、カウンセリング

学校・教育委員会との連携によるきめ細かな支援

市長部局が学校・教育委員会と連携・調整しながら、被害児童生徒の学習支援や安全確保のための見守り体制の強化、加害児童生徒への指導、保護者への適切な情報提供など、学校の組織的な対応の強化と、学校だけでは対応が難しい事案への適切な対処といじめの解消、重大化の防止や再発防止に向けた支援を行います。

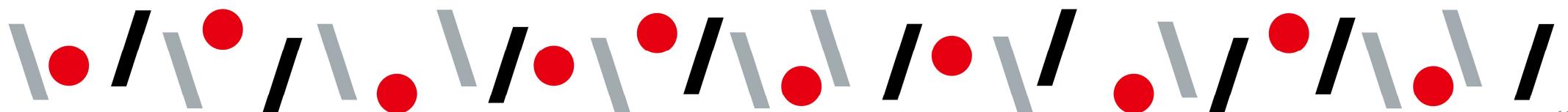
●学校ヒアリング（全市立小中学校）

いじめの適切な認知と対応の確認、学校が抱える課題や学校が必要とする支援の把握

●緊急支援チームの学校派遣（相談対応事案と特に重大化のおそれがある困難ケース）

いじめの事実確認、学校の対処への指導・助言、学校が必要とする支援の把握と実施、学校の組織的な対応といじめ解消の確認、重大化防止、再発防止に向けた支援

◇派遣時期～①いじめ防止対策推進課（市教育委員会）における対象事案の把握時、②いじめの解消判断に係る学校いじめ対策会議実施時





3 「旭川モデル」の取組の成果

いじめの認知件数と相談件数の増加

いじめ認知件数の増加

- 令和5年度のいじめの認知件数※は6,147件で、前年度比3.6倍と大きく増加。令和6年度も7,498件（令和4年度比4.4倍）と前年度を上回っており、増加傾向が続いている。
- 月1回の疑いを含む**いじめ事案の全件報告**と、年3回の**いじめアンケート**の取組等により、学校現場において**「いじめ見逃しがゼロ」**の意識向上が図られた。

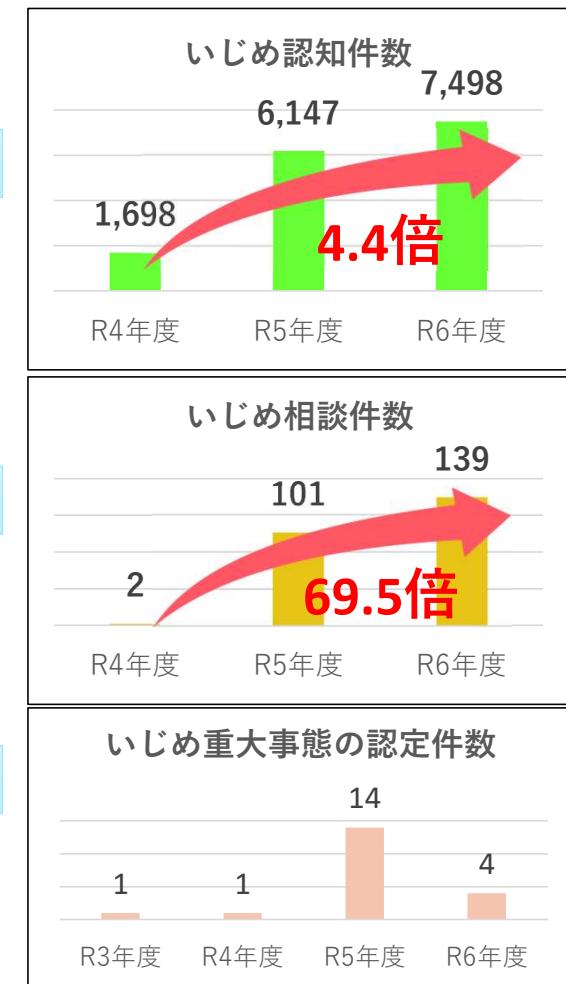
※ いじめの認知件数は、R4年度～R6年度のいずれも各学校から報告を受けた件数を単純集計したものであり、文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」における件数とは異なる。

いじめ相談件数の増加

- 令和5年度のいじめの相談件数（実人数）は101人で、前年度比50.5倍と大きく増加。令和6年度も139件（令和4年度比69.5倍）と増加傾向が続いている。
- 令和5年4月からのいじめ・不登校専門の相談窓口の設置と電話、手紙、チャット等の多様なツールを活用し相談しやすい環境を整えたことにより、相談件数が大幅増。

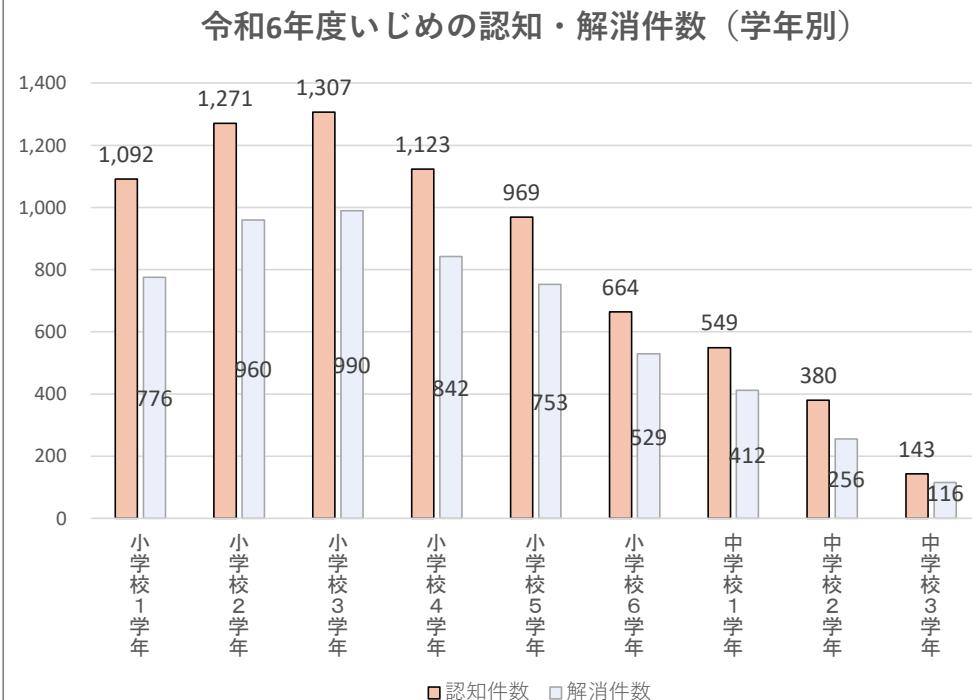
いじめ重大事態の認定

- 本市におけるいじめ重大事態：20件（R3年度～R6年度）
- 法に基づき適切に認定 → 重大事態調査の実施 + 被害者に寄り添い対応
- いじめの重大事態に関する調査結果の公表の指針の策定（R7.1月）

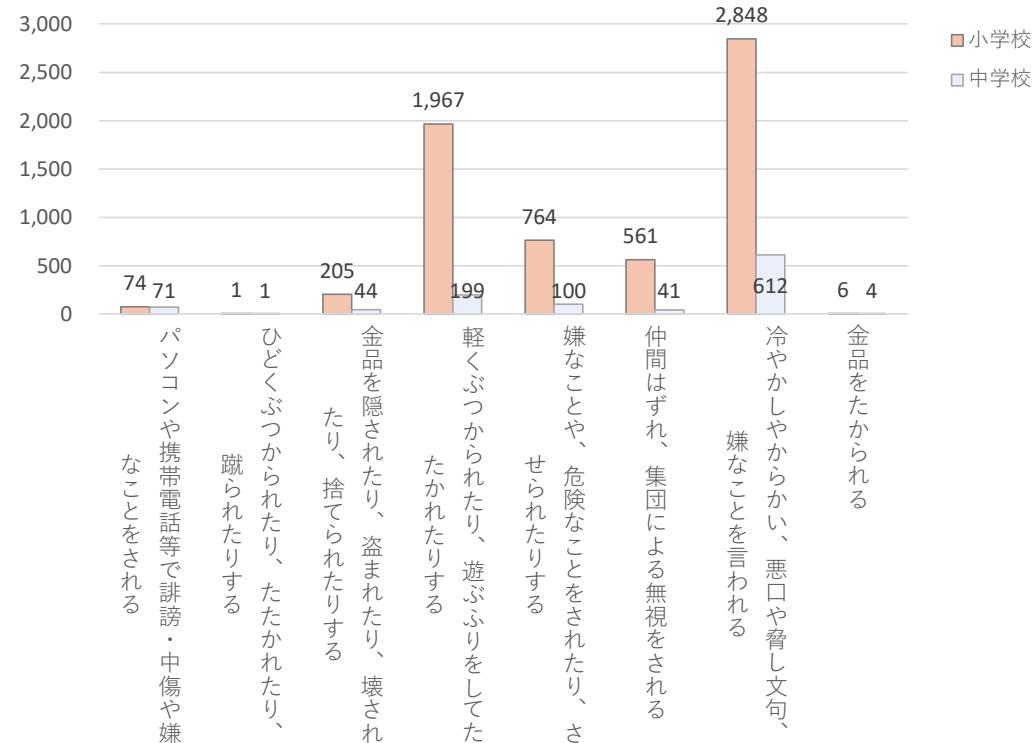


いじめの認知件数と相談件数の増加

いじめの認知件数等の状況



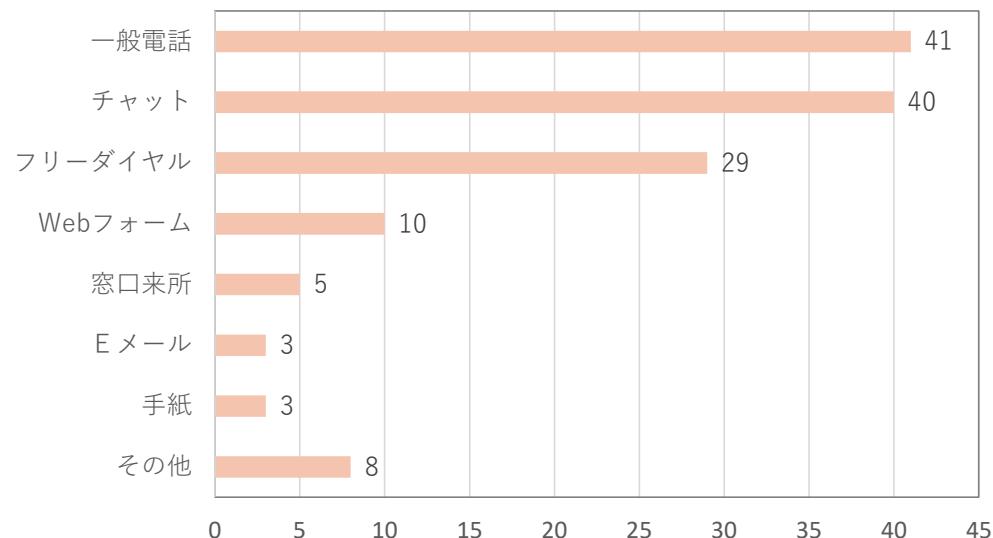
令和6年度いじめの態様別状況



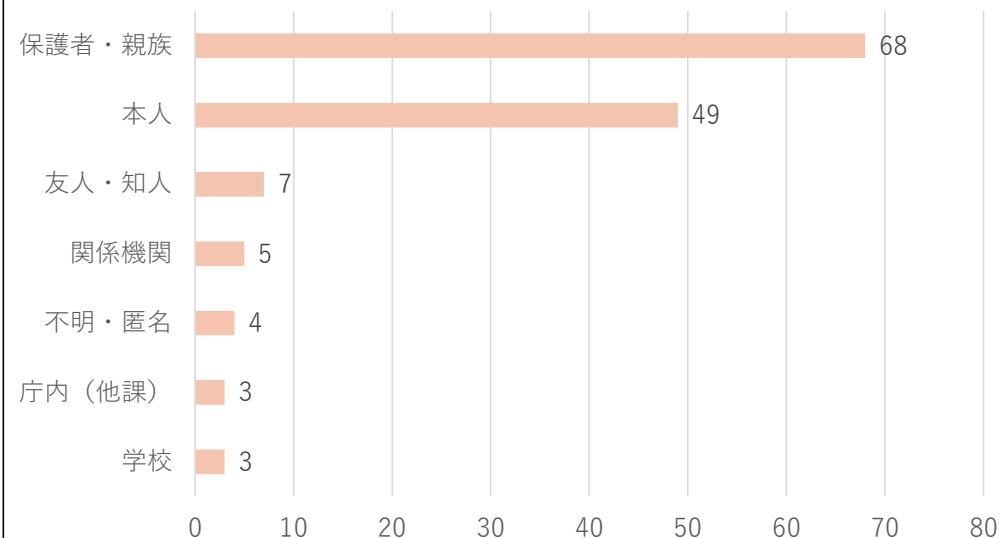
いじめの認知件数と相談件数の増加

いじめ相談の状況

令和6年度いじめ相談における受付方法の内訳



令和6年度いじめ相談における相談者の内訳



地域との連携によるいじめ防止対策の推進

地域や団体等と連携した子どもの見守りなどのいじめ防止の取組など、市民協働により、地域社会全体でいじめ防止対策を推進します。

いじめ防止対策に係る市民説明会（令和5年度）

令和5年6月に施行した旭川市いじめ防止対策推進条例の内容と、いじめ防止対策「旭川モデル」に対する地域住民への周知と理解の促進を図るため、同年7月～9月、市民説明会を10回開催。地域活動団体の関係者など250名が参加。



いじめ防止・青少年育成サポーター養成講座（令和5年度試行・令和6年度～本格実施）

子どもに関わる団体、事業所、地域の活動団体のほか、いじめ問題や青少年の健全育成活動に関心のある個人を対象に、いじめの定義や、いじめ問題の現状、地域住民の児童生徒への関わり方などについて学ぶ講座を開催。

いじめ防止に係る市民意識の醸成を図るとともに、いじめ防止の活動に取り組む地域人材として「いじめ防止・青少年育成サポーター」を養成する。

●令和5年度：5団体 107名参加 ●令和6年度：8団体 189名参加 ●令和7年度：12回256名参加



地域との連携によるいじめ防止対策の推進

いじめ防止市民フォーラム（令和6年度～）

10月を「いじめ防止強化月間」として、いじめ防止への市民の理解と関心を高めることを目的に広報・啓発活動を実施。

【令和6年度】

- 令和6年10月27日（日）14:00～16:00
旭川市大雪クリスタルホール
- 講演：いじめ防止のために地域の大人ができること
講師：谷山大三郎氏（株）スタンダードバイ代表取締役
- 発表：生徒自ら考え実践するいじめ防止の取組
発表者：旭川市立東光中学校生徒会
- 参加者 49名

【令和7年度】

- 令和7年10月26日（日）14:00～16:00
旭川市障害者福祉センター
- 講演：いじめを研究するということ
講師：加藤弘通氏（北海道大学大学院教育学研究院教授）
- トークセッション：わたしたちが子どもたちにできること
登壇者：加藤弘通氏、水野君平氏（北海道教育大学旭川校准教授）
- 参加者 48名



学校と関係機関の連携によるいじめ防止の取組

◆出前授業



漫画や動画などを使って、「いじめといじり」の違いや、目撃した生徒がいじめを止める行動を取れるようになるための授業を実施

◆人権教育プログラム



市立小学校で、様々な暴力から自分を守るために人権教育プログラムをワークショップ形式で実施

◆非行防止教室



市立小・中学校で、警察と連携しSNS等のインターネット上のいじめを未然に防止するための授業を実施



いじめ防止・青少年育成サポーター制度

サポーターの趣旨

全ての児童生徒が安心して生活し、学ぶことができる社会の実現を目指して、地域社会全体で、いじめ・非行の防止と青少年の健全育成に資する活動を推進するため、地域において、これらの活動に取り組む団体等を市がサポーターに認定。

日頃の活動や得意分野を通じて、いじめ・非行の防止や、困りごとを抱える児童生徒の支援などに取り組むことにより、未来を担う子どもたちの健やかな成長を共に応援する。

全てのサポーターにお願いすること



いじめ防止出前
講座の受講



日頃からの子ども
の見守り



いじめを発見したとき
の相談・通報

サポーターの活動例



見守り



交流体験



学習支援



話し相手



付き添い



周知啓発

サポーターの認定と活動支援



認定証
の交付



市HP等
で認定団
体の紹介



市と団体
との意見
交換



市HP等で
認定団体の
活動紹介



活動推進の
ための連絡
調整

認定者数

17団体、個人25名
(R7年12月現在)



いじめ防止対策推進基金の創設

基金設置の趣旨

いじめ防止対策の推進に関する事業に必要な経費の財源に充てるため、全国初の「いじめ防止対策推進基金」を設置する。
(設置時期：令和7年4月1日)

寄附金充当先事業

- いじめ防止対策費（いじめ防止対策推進部）
- いじめ問題対策推進費（学校教育部）

基金の活用

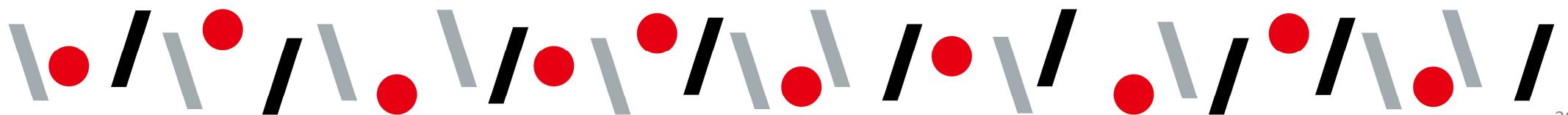
- 相談支援の強化：児童生徒が相談しやすい環境の充実など
- 普及啓発の推進：いじめ防止強化月間における啓発事業や児童生徒が主体的に行う活動の支援など
- 学校の体制強化：いじめ対策コーディネーターの配置など
- 地域活動の支援：いじめ防止・青少年育成サポーターの活動支援など
- 児童生徒の支援：学習等の支援や体験活動の実施など



寄附受領に伴う感謝状贈呈

基金積立額

- 2,307万円（R7年12月現在）



いじめ防止対策首長連合の発足準備

発足の趣旨

いじめ防止対策の推進に取り組む全国の自治体が、重要な社会課題であるいじめ問題の解決に向けて、それぞれの取組の成果を共有し、広く発信するとともに、地域の実情を踏まえ、広域的な連携を図りながら取組の更なる推進を図ることで、いじめから子どもたちの生命と尊厳を守るとともに、全ての子どもたちが安心して生活し学ぶことができる社会を実現するために、発足の趣旨に賛同する全国の自治体の参画を得て、「いじめ防止対策首長連合（仮称）」の発足を目指す。

活動内容

- ① 地域におけるいじめ防止対策を推進するための企画、立案に関すること
- ② 地域におけるいじめ防止対策の推進に向けた情報交換に関すること
- ③ その他必要な活動（関係省庁等への要望、政策提言等）

発足準備及び活動予定

- ① 首長連合の発足準備に係る発起人自治体との調整
- ② 発起人自治体の首長による発足準備会の開催
- ③ 首長連合発足式
- ④ 関係省庁への政策提言・要望活動
- ⑤ 参加自治体の募集、参加自治体相互の情報交換活動



中核市市長会「子どもの学びの環境充実に向けた取組検討プロジェクト(R7年度)

不登校・いじめ対策をはじめとする子どもの学びの環境の充実に向け、各市の抱える課題を整理し、先進的な取組について研究・共有するとともに、必要な国の支援等について提言を行う。



こども家庭庁との連携による取組の推進

学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証事業（令和5年度～）

自治体の首長部局において、専門家を活用するなど、学校における対応のほかに、いじめの相談から解消まで関与する手法等の開発・実証をこども家庭庁と連携（財政支援と専門的助言や効果検証の伴走支援等）して行う。

旭川市の主な取組（令和7年度）

- 市長部局のいじめ防止対策推進部に市教育委員会の担当職員を併任配置し、市長部局が市教育委員会・学校と一体となって、いじめの未然防止・早期発見・重大化の防止を図る。
- 専門職を配置した相談窓口の開設や、多様な相談ツールを活用したいじめの積極的な把握に取り組むとともに、職場内研修の充実等により、いじめ対策支援員の対応スキルの向上を図る。
- 児童生徒や保護者からの相談・通報事案と、学校から市教育委員会への報告事案について、情報の一元化と対処方針の協議を行い、学校や関係機関と連携しながら、いじめの解消や再発防止に向けて、関係児童生徒に寄り添った支援を行う。
- 地域と連携したいじめ防止対策を推進するため、「いじめ防止・青少年育成サポーター養成講座」や「いじめ防止強化月間」における広報啓発事業を実施するとともに、「いじめ防止・青少年育成サポーター」の取組を拡充する。

旭川市の委託費【歳入】

- 令和7年度：25,000千円
- ・令和5年度（実績額）：18,797千円
- ・令和6年度（実績額）：18,186千円

他の採択自治体（令和7年度）

- ・岩手県盛岡市
- ・東京都品川区
- ・千葉県松戸市
- ・新潟県新潟市
- ・静岡県湖西市
- ・三重県伊勢市
- ・大阪府堺市
- ・大阪府八尾市
- ・大阪府箕面市
- ・奈良県天理市
- ・福岡県
- ・熊本県熊本市





4 「旭川モデル」の課題と対応

重大事態調査結果を踏まえた再発防止の取組

いじめ防止等対策委員会からの提言 (R4.9.22) ~20項目

- ① いじめへの対応について (13項目)
- ② いじめ予防について (5項目)
- ③ 安心して暮らせる社会作り (2項目)

いじめ問題再調査委員会からの提言 (R6.9.1) ~29項目

- ① いじめの早期発見及びいじめの認知 (5項目)
- ② いじめを発見するアンテナ (4項目)
- ③ いじめの対処について (4項目)
- ④ いじめの重大事態と学校の対応 (5項目)
- ⑤ いじめの重大事態と教育委員会 (4項目)
- ⑥ いじめの防止について (7項目)



いじめ問題再調査委員会
尾木直樹委員長から報告書受領
(R6.9.1)

令和7年度の主な取組

- ① 精神科医、警察官経験者等の専門性を有する人材の活用
- ② 教職員の資質能力の一層の向上
- ③ 不登校児童生徒への支援
- ④ 情報モラル教育の充実
- ⑤ 学校、教育委員会、市長部局との情報の一元化を徹底した対策の推進



専門的知見を活用できる体制整備による支援強化

精神科医の活用

精神科医 1名を「いじめ対策アドバイザー」として委嘱

⇒いじめを受けた児童生徒が希死念慮を訴えるなど、特に精神的不安が大きい場合や、知的障害、発達障害等の児童生徒の特性がいじめ被害に影響していると思われる事案における児童生徒や保護者への対処方法について、児童精神発達の専門家の立場から助言を行う。

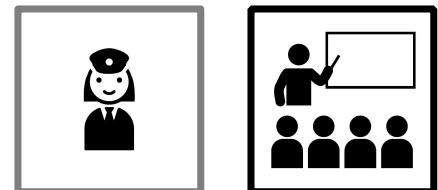


警察官経験者の活用

警察官経験者 1名を青少年育成支援員（常勤の会計年度任用職員）として配置

【主な業務】

- 児童生徒を対象としたいじめ・非行防止教室や、保護者・地域住民等を対象としたいじめ・非行防止講座の企画運営により、いじめ・非行の未然防止と地域住民に対する周知啓発を図る。
- 学校訪問によるいじめ・非行事案等への対応に関する助言を行う。
- いじめ、非行事案等への対応に係る学校及び警察との連絡調整、加害児童生徒や保護者に対するいじめの再発防止のための関係機関と連携した支援の調整等を行う。



長期化・重大化するいじめ事案への対応

長期化・重大化するいじめ事案の傾向

本市におけるいじめ重大事態：20件（R3年度～R6年度）～うち16件が不登校重大事態

⇒ いじめ行為が反復・継続するケースはほとんどなく、長期化・重大化する事案の多くは「不登校」が関係

いじめをきっかけとした不登校の要因・背景

- ① 児童生徒の要因 → 集団になじめないなど対人関係に課題（背景に知的障害、発達特性上の課題等が考えられる）
- ② 保護者の要因 → 学校の対応への不満・不信、関係児童生徒への処罰感情
(背景に保護者の知的障害、精神疾患、愛着障害、養育不全等の課題が考えられる)

課題解決に必要な支援とは

学校・教育委員会の取組に加え、学校外からのアプローチによる児童生徒本人への学習支援等の社会的自立に向けた支援や、保護者への支援を包括的・重層的に行う必要がある。

令和7年度の新たな取組

いじめ防止・青少年育成サポーター等の地域の多様な担い手と連携した学習等の支援や居場所づくりなど、包括的な支援体制を構築

